

保護者各位

高等学校等就学支援金手続きについて（ご通知）

本制度は、家庭の経済状況にかかわらず希望に沿った進路選択ができるよう、高等学校等就学支援金の支給に関する法律に基づいて、高等学校等に在籍する生徒の授業料に充てるものとして就学支援金を支給するものです。

なお、就学支援金は学校設置者（都道府県や学校法人など）が、生徒本人に代わって受け取り、授業料に充てることになるため、生徒本人（保護者）が直接受け取るものではありません。

1. 就学支援金とは

- ① 保護者全員の【地方税の課税所得×6%－調整控除の額】で受給要件を判断します。なお、保護者とは、原則、親権者です。
- ② 支給方法は、納入時に授業料から就学支援金を差し引いて（相殺）おりますが、就学支援金認定結果によっては、就学支援金相当額を現金にて還付・徴収する事となります。なお、加算分は全て銀行振込等による還付となります。
- ③ 本校の月額授業料は20,000円ですので、就学支援金の支給額の上限は、月額20,000円となります。

2. 受給要件と支給月額

区分	受給要件 【地方税の課税所得×6%－調整控除の額】 ※保護者全員分	支援金の額（月額） 【授業料実納付額（月額）】		
		一般生	奨学生S	奨学生A・B・C、徳育
支給限度額	154,500円未満	20,000円 【0円】	20,000円 【0円】	20,000円 【0円】
加算なし	154,500円以上 304,200円未満	9,900円 【10,100円】	9,900円 【0円】	9,900円 【5,050円】
所得制限	304,200円以上	0円 【20,000円】	0円 【0円】	0円 【10,000円】

3. 書類の提出について

- ① 次の書類を、担任へ提出してください。

A. 受給資格認定を受けている方

- ★保護者等に変更がある場合（離婚、再婚等）

収入状況届出書
個人番号カード（写）等貼付台紙^{*1}
個人番号の使用に関する同意書

- ★生活保護受給者
生活保護受給証明書^{*2}

} 学校で準備しておりますので
事務室までお問い合わせください

上記★に該当しない場合
課税地確認書

B. 受給資格認定を受けていない方

★受給資格認定申請をする場合

受給資格認定申請書

個人番号カード（写）等貼付台紙^{※1}

個人番号の使用に関する同意書

★受給資格認定申請をしない場合

所得制限確認書

★生活保護受給者

生活保護受給証明書^{※2}（生活保護受給者のみ）

※1 個人番号カード（写）等貼付台紙を提出する場合は、保護者等のマイナンバーを明らかに出来る書類（下記のいずれか）を一緒に提出してください。

- ・マイナンバーカード（裏面）の写し
- ・マイナンバー通知カードの写し
- ・マイナンバーが記載された住民票の写し又は住民票記載事項証明書

マイナンバーを明らかに出来る書類は、親権者全員分（親権者が両親ならば2名分）が必要です。

両親のどちらかが配偶者控除の対象者であっても、必ず両親分のマイナンバーを添付してください。

生徒が学校に持参したものでない場合は、併せてマイナンバー提出者の写真付きの本人確認書類（運転免許証、パスポート等）の写しを1種類添付してください。また、写真付きの身分証の写しを添付できない場合は、写真なしの本人確認書類（各種健康保険証、年金手帳、住民票、公共料金の領収書等）の写しを2種類添付してください。

マイナンバーを提出されない方は、親権者全員分の課税証明書（地方税の課税所得及び調整控除の額が分かるもの）を提出してください。（今回マイナンバーで申請して頂くと、卒業まで原則手続不要となりますので、出来る限りマイナンバーで申請して頂きますようご協力お願いいたします。）保護者がいない場合で、生徒の生計を維持している者のマイナンバー等を添付する場合は、併せて生計を維持している者の健康保険証の写しを添付してください。

※2 保護者が生活保護受給者（保護の種類に生活扶助が含まれている者）の場合は、必ず保護者全員の生活保護受給証明書（令和3年1月1日現在で受給していたことが分かるもの）を提出してください。

② 提出期限

令和3年7月2日（金）

4. 留意事項

- ① 出し忘れ等で提出期限に遅れたときは、さかのぼっての支給はできませんのでご注意ください。
- ② 住民税の修正申告や保護者に変更があるときは、速やかに事務室へお申し出ください。
- ③ 申請書の日付は、（令和3年7月1日）を記入してください。

就学支援金に関する問い合わせは、事務室（0968-72-4151）までお願いします。

提出書類（個人情報）は、利用目的の為にのみ使用させていただきます。